



目 次

告 示	ページ
◎「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）」に係る手数料の指定納付受託者の指定（土木政策課）	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（防災砂防課）	1
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	1
高知県公安委員会告示	
○告示（指定講習機関の指定及び告示の廃止）の一部改正	2

告 示

高知県告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和5年3月20日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月31日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者に納付させる歳入	指定期間
事務所の所在地	名称		
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	株式会社エフレジ	高知県が使用する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）」によるインターネットを利用して納付される手数料	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

高知県告示第175号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律

第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月31日

高知県知事 濱田 省司

室戸市入木

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	室戸市佐喜浜町字青ケ谷	5703番
2	〃 〃 〃	5705番口
3	〃 〃 〃	5693番イ
4	〃 〃 字寺山	5731番
5	〃 〃 〃	5731番
6	〃 〃 〃	5726番
7	〃 〃 〃	5753番
8	〃 〃 字岡ノ鼻	4398番
9	〃 〃 字久保田	4323番1
10	〃 〃 〃	4323番1
11	〃 〃 字露ケ谷	4319番1

(2) 区域

標柱1から11までを順次に直線で結んだ線及び標柱11と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第176号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月31日

高知県知事 濱田 省司

いの町古江上

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡いの町上八川上分字西屋敷	3552番
2	〃 〃 〃 〃	3561番
3	〃 〃 〃 字シヅ山	3435番
4	〃 〃 〃 字マトバ	10022番2
5	〃 〃 〃 〃	3414番
6	〃 〃 〃 〃	3405番
7	〃 〃 〃 字イバ	3403番
8	〃 〃 〃 字ドヲガヤシキ	3505番1
9	〃 〃 〃 字西屋敷	3547番

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線、標柱7と8を農道上古江支線及び農道上古江線に沿って結んだ線、標柱8と9を直線で結んだ線並びに標柱9と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上郷構原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
高岡郡構原町下本村573番から	前	3.3 }	448
		23.0	

高岡郡樽原町下本村 360番1まで	後	6.6 ) 27.4	448
----------------------	---	------------------	-----

**高知県告示第178号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町寺野 字ホケロ623番3から 高岡郡四万十町寺野 字竹淵ノ平山621番 2地先まで	前	4.2	90
		) 20.0	
高岡郡四万十町寺野 字ホケロ200番2から 高岡郡四万十町寺野 字竹淵ノ平山459番 7まで	A	4.3	35
		) 10.5	
高岡郡四万十町寺野 字ホケロ623番3から 高岡郡四万十町寺野 字竹淵ノ平山621番 2地先まで	B	6.8	70
		) 21.6	

-----  
**公安委員会告示**  
-----

**高知県公安委員会告示第5号**

平成29年7月高知県公安委員会告示第12号（指定講習機関の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

表中

株式会社ケーディ エス 高知市一宮中町三 丁目1番2号 山口 直剛	高知県自動 車学校 高知市一宮 中町三丁目 1番2号	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習	平成29年5月10日 平成2年9月1日 平成9年3月1日 平成8年3月1日 平成2年9月1日
---	--	---	--

を

株式会社ケーディ エス 高知市一宮中町三 丁目1番2号 山口 直剛	高知県自動 車学校 高知市一宮 中町三丁目 1番2号	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習 若年運転者講習	平成29年5月10日 平成2年9月1日 平成9年3月1日 平成8年3月1日 平成2年9月1日 令和5年3月31日
---	--	--	---

に、

株式会社高知ニュー ードライバー学院 四万十自動車学校 四万十市具同5927 番地1 矢野 義尚	四万十自動 車学校 四万十市具 同5927番地 1	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習 取消処分者講習	平成29年4月10日 平成2年9月1日 平成11年10月14日 平成2年9月1日 " 平成15年6月10日
---	---------------------------------------	--	--

を

株式会社高知ニュー ードライバー学院 四万十自動車学校 四万十市具同5927 番地1 矢野 義尚	四万十自動 車学校 四万十市具 同5927番地 1	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習	平成29年4月10日 平成2年9月1日 平成11年10月14日 平成2年9月1日 " 平成15年6月10日 令和5年3月31日
---	---------------------------------------	---	---

に改める。